

## 第2章 日独伊枢軸と敗戦そして新憲法

石田 憲

### 日本とイタリアの類似性

#### 日独伊三国の共通点

#### 「病」としてのファシズム

日本においてイタリアは、観光、ファッション、料理、サッカー、芸術でとりあげられても、社会・政治的には、せいぜいマフィア、不安定な政権といった程度にしか論じられない。まして、第二次世界大戦をめぐる話となると、軍事的にも頼りにならない「いい加減な国」、「次はイタ公抜きでやろう」、といった偏見ばかりが目立つ。しかし、その近現代史や歴史認識には、日本にとって参考となるところも多い。

イタリアの場合は、自由主義期を代表する思想家であり、一九二五年の反ファシスト知識人宣言で勇名をはせたベネデット・クロッチェ (Benedetto Croce) など、「逸脱」(戦前の自由主義体制について一九二〇年代中盤までを正常な状態と位置づけ、第二次世

界大戦直前期のみを「逸脱」とする考え方）論を唱えた重要人物であった。クロイチエは、ファシズムを「意識の迷い、文明のうつ病、戦争によって作り出された酔いどれ状態」と評した<sup>①</sup>。日本の場合は、津田左右吉が戦前の一時期とりわけ一九三〇年代後半を取り上げ、天皇制的精神構造の病理が「非常時」の狂乱のもたらした例外現象にすぎない、という指摘をしている。ドイツでは、フリードリヒ・マイネッケ (Friedrich Meinecke) が『ドイツの悲劇』の中で、ナチスを批判すると同時に、その逸脱性を強調したのである。総じて日独伊三国の保守系知識人は、戦前が全て悪かった訳ではなく、戦争直前のある一時期のみが問題だったと論じるケースも多い<sup>②</sup>。

### 後発帝国主義

日本とイタリア、ドイツは、それぞれ統一戦争を経て、いずれも一八〇〇年代後半に、近代国民国家の形成へと踏み出していく。三国の国家建設は、植民地獲得と並行して進み、後発帝国主義国独自の流れをたどった。すなわち、日本のナショナリズムが、幕末期の尊皇攘夷から明治期の富国強兵へと政治的に転換された如く、イタリアにおけるリソルジメントの愛国主義も、国家の権威発揚に利用され、海外膨張の論理へと読みかえ

られた。ドイツもビスマルクの退場後は、露骨な対外膨張へと向かう。ただし、日伊両国の植民地主義は、経済的合理性に基づき構成されたというより、国内の不満を海外にそらす内政的動機から生まれた色彩が強かった。征韓論に見られる無謀な対外膨張の主張は、イタリアにおいても隣接する「未回収」領土の代替物として植民地獲得が論じられたのと似ている。しかも、日本がアジア諸国における近代化の旗手として膨張を正当化していったのと呼応するかのようになり、イタリアでは、植民地支配を「福祉と文明の道具」と称してエリトリア、リビア、エチオピアへの膨張をもくろんでいく。一方で膨張先を教化する対象と見なしながら、相手が訓導を拒否する自由には一切耳を傾けない発想法は、日独伊三国に共通する特徴と思われる。こうした帝国主義一般が有する独善性は、戦争をとまなう国民国家形成と連動して、内外に対し不寛容な環境を醸成し、非民主的体制の基礎を準備した。<sup>③</sup>

ドイツとの違いとしては、日伊両国とも、統一国家体制の確立と近代化が同時に希求され始めると、農業中心の産業構造から転換が図られていく点であろう。これと軌を一にして、工業化にともなう農村地域の疲弊、社会運動の勃興が、下から湧き出す帝国主義の気運も高めている。しかし、植民地の実態は現地、本国双方に全般的な利益をもた

らさず、社会・経済政策の意味でも行き詰まりが目立った。加えて、増幅された国内矛盾が海外の「王道楽土」建設を刺激した点で、後発帝国主義国に特有な類似した性格が見受けられる。先発帝国主義国に追いつけ追いこせという焦燥感に伴い、残虐性が増すという点では、日独伊三国には共通性が見られる。日独伊三国はともに、性急な植民地獲得を追い求めたため、二〇世紀初頭から最新技術を駆使した現地住民の弾圧、膨張戦争を強行した。一九〇四―〇八年においてドイツは、ドイツ領南西アフリカ（現ナミビア）の蜂起に対し、住民の二／三以上を殺害しているとも言われている。このとき、下士官だった人間が第二次世界大戦の東部戦線における將軍となり、ロシア兵、住民の虐殺を指揮した例も存在する。イタリアのリビアに対する「平定作戦」は、朝鮮半島の民衆運動に対する虐殺ともいえる鎮圧政策と同じ傾向を示している。また、一九三〇年代の日本は、台湾で武装蜂起への毒ガス攻撃を試み、中国各地では「三光作戦」の遂行にともない、積極的な毒ガス・細菌戦に入り込んでいく。これと同様に、イタリアはリビアで大量死者を出す強制収容所建設、エチオピアにおける毒ガスの継続的使用など、苛烈な軍事行動を繰り返した。国外での徹底した暴力の行使は、国内での人権無視を誘引し、戦前の体制における強制的同質化は、一層激しくなった。<sup>④</sup>

日伊両国の近代国民国家形成期における重要な共通点は、国内の社会経済的矛盾を対外膨張へ転化させ、多くの国民が抑圧委譲に加担し、しかもそれが戦争という形で遂行されたことである。ただし、日清・日露戦争に象徴される日本の「勝利」が、軍部を政策決定の有力な主体に押し上げたのに対し、一九世紀末のイタリアでは、エチオピアに對する二度の敗退が軍の威信を失墜させており、大きな違いを示している。これが、第一次世界大戦後のイタリアにおけるファシズム運動の勃興と、満洲事変へ至る日本軍部の台頭という相違につながっていった。遅れてきた帝国主義国は植民地の分け前に与れないため、満足されないナショナリズムが、さらなる膨張を誘発させる。実際、日伊両国は欠落する資源、市場と貧しい過剰人口の受け皿を求めて、先発帝国主義国に「陽の当たる場所」獲得の「権利」を強硬に主張し、周辺国を侵略していった。ドイツの場合、革命によって第一次世界大戦が事実上、終了したため、「背後からの一突き」論が生まれ、ヒトラー (Adolf Hitler) は国内が焦土と化しても最後まで戦うことを望んでいく。連合国側もこのような神話の再燃を避けるため、第二次世界大戦ではドイツの無条件降伏まで戦争を続け、降伏文書に調印した人間さえ逮捕するという措置をとった。

## ドイツとの差異化

### ドイツより「まし」…被害者意識の先行

第二次世界大戦に参戦したイタリアは、バルカン半島、北アフリカ戦線、ロシア戦線で敗退を続けていたため、ドイツ軍が代わって戦争を遂行し、自分たちは残虐行為に加担せず、むしろ北アフリカ戦線、ロシア戦線でドイツ軍に見捨てられたという意識を強めていく。しかし、リビア、エチオピアでイタリアが行なっていた軍事的な抑圧行動については、自覚の欠落が顕著になった。

日本の場合も、アウシュヴィッツと南京は比較できないという議論を持ち出して、自分たちの蛮行を軽微なものとして、過小評価する姿勢が目立つことになる。しかし、日本軍は兵站を現地の略奪でまかなうという構造的問題をかかえており、捕虜、住民の虐殺は日常化していた。自らの厳しい戦場体験と呼応するように、捕虜、戦犯、抑留といった戦後における経緯を強調して、あたかも被害者であったかのような態度をとるケースが多くなっている。

## 天皇制と君主制

戦間期におけるドイツと日伊両国の間で、もつとも大きな政治構造上の相違点は、共和制へ移行したか否かにある。憲法の文言からも、日本とイタリアでは、統帥権がそれぞれ天皇、国王に属しており、開戦、終戦についても、「神聖にして侵すべからず」とされた国家元首の判断を必要としていた。それ故に、日伊両国が第二次世界大戦に参加した責任は、それぞれ軍国支配者と独裁者ムッソリーニ (Benito Mussolini) だけに帰せられぬ、天皇と国王個人、もしくは天皇制と君主制という政体そのものが問われなければならなかった。<sup>5)</sup>

ところが、この問題に関して、日本の為政者、知識人のほとんどが、天皇の政治的責任をまともに議論しなかったのと対照的に、イタリアのレジスタンスに加わり、戦後の主要な政党を形成した人々は、君主制を擁護したクローチエなどを除き、その大半が共和制への転換を不可避と考えていた。ただし、イタリアの旧体制に属する政治指導者たちは、日本の政治家たちと同じく、戦争より革命を恐れていた。公然と彼らは、連合国側との交渉においてイタリア国民には共和制などは適さず、戦前からの憲法を変える必要もないと語っていた。さりながら、一九四三年七月の宮廷クーデターでムッソリーニ

を政権の座から追い落とす国王と側近たちは、九月にはドイツ軍と戦う意志さえ明示しないまま、ローマからプリンディジへ落ちのび一般国民の失望を招き、君主制維持派は苦境に立たされていく。日本でも、一九四五年二月に近衛が提出した上奏文は、イタリアの状況を引証しながら、戦争の継続が共産主義革命を発生させかねないと危惧する内容となっており、宮廷周辺の認識に大差はない。また、ムッソリーニ逮捕直後の国王ヴィットーリオ・エマヌエーレ三世 (Vittorio Emanuele III) が、ドイツに敵対せず、戦況によっては休戦もあいまのままにしておくという態度をとった如く、昭和天皇も近衛上奏文に対して、もう一度戦果をあげてから考えたいという優柔不断な姿勢を崩さなかった<sup>⑥</sup>。

ヴィットーリオ・エマヌエーレ三世は、無任所大臣のクローチエから、皇太子への讓位を進言され、自らの退位と引き換えに王制の存続を図るが、アルベルト憲法の失効を食い止められなかった。他方、昭和天皇の側近、木戸幸一は当初、天皇制廃止につながる<sup>⑦</sup>として、天皇の讓位に反対したが、天皇の戦争責任をめぐり「国体護持」のためにも退位を勧めるようになる。しかし、当時の為政者として木戸は、むしろ例外に属し、ほとんどの政治指導者は明治憲法の改正についても、まともな反応さえ示さなかった。さ



らに、日伊両国の間で生じた大きな違いは、政体について国民の意志を問うたかどうかである。イタリアでは、レジスタンスを構成した諸政党が君主主義者もふくめた統一戦線形成に成功したが、君主制か共和制かを審判する国民投票と制憲議会選挙の同日実施が決まると、政体問題は再燃し、とりわけ保守層を悩ました。ここで興味深いのは、キリスト教民主党のみならず王党派さえ、社会的公正の実現を前面に打ち出した選挙戦を展開せざるを得ず、社会権を重視する憲法の端初が見いだされる点であろう。その前の段階から、左派の優勢を懸念する連合国側は遅延工作を試みていたが、一九四六年六月二日に投票が行なわれ、約二〇〇万票の差で共和制が選択された。これに対し、日本政府は天皇制の可否を日本国民に問いかけるという発想自体がまったく欠けていた。GHQ側は、自らの草案を提示した際も、内閣が受容しなければ、直接国民に草案を公表し、その制定を付託すると述べているが、閣僚たちは人民が政体問題に参入する機会さえ拒絶し、むしろ憲法改正をめぐりGHQや天皇の権威にすがろうとしている。<sup>8)</sup>

## 日本の独自性

### 抵抗運動の欠落

日本では一九二五年の治安維持法制定以降、左派は逮捕、投獄、リベラルも次々と言論弾圧にさらされていく。イタリアも一九二四年の社会党議員マッテオッティ暗殺事件を機に、ファシズム体制による弾圧が強まる。しかし、イタリアの場合、家族、地域共同体がファシズム体制に必ずしも呼応しない場合も存在した。バルカン半島で脱走した兵士が徒歩で、南部の実家まで戻るといふ事例さえあった。他方、日本では例えば、三国連太郎の場合、兵営から脱走した後、母親に通報され、逃亡先で逮捕される。同調圧力の強さと村八分になることへの恐れが、独伊両国もうらやむような全体主義体制を可能とした日本では、そもそも抵抗運動の素地さえ希薄であった。これと対照的に毎年、イタリア解放記念日には、レジスタンス経験者の話を聞く集会が開かれる。長男、次男そして夫も逮捕され流刑に処せられた女性は、必ず生きて自分たちの行動を後世に伝えるよう使命を託される。イタリアでは、流刑などにあった人物の家族を支援する動きが、草の根のレジスタンスに転化されていくケースも多発した。

## 「本土決戦」の回避

君主本人や宮廷周辺の側近たちが類似した対応に帰着するのは当然としても、日本の場合、戦後最初に選出された議員の大多数までもが、「国体護持」に走ったのは何故だろうか。独伊両国と日本の敗戦過程を決定的に分けたのは、本土における熾烈な地上戦の有無である。ドイツでは首都ベルリンの陥落まで、国内の主要地域は戦火に巻き込まれ、大半の人々は難民化した。イタリアでは、君主主義者が逃亡先で立ち上げた南部王国、ドイツ軍による傀儡政権のイタリア社会共和国、パルチザンの自治的な解放区という鼎立状態の中、イタリア人同士も殺し合う内戦が繰り広げられる。日本は、沖縄戦をのぞき、原爆投下もふくめ空襲以外の戦場体験を本土住民が被ることはなかった。もし日本が本土決戦を敢行し、昭和天皇が東京から松代大本営へ敗走していたとすれば、天皇制に関する議論も様相を大きく変えたかも知れない。歴史における仮定の話をしな<sup>9</sup>いとしても、敗戦から新憲法へ至る経緯自体、日伊両国は立憲君主制というよく似た戦前の政治構造を擁しながら、まったく異なる歩みをたどっていく。

## 戦前の体制を克服するための憲法

### 日独伊三国の特徴

#### ドイツ…人権擁護の重要性

制定時のドイツ基本法は、単なる歴史的背景の尊重に留まらず、ナチスが人権を抑圧し国際的規範を無視した過去に照らして、ドイツ憲法史上初めて「人権」を条文に明記するような理念的革新を実現していた。だからこそ、基本権に抵触する改正を禁じ、国際法の国内法に対する優先原則を徹底したのである。<sup>⑩</sup>ドイツは何度も憲法改正を行ってきたという議論があるが、そもそも憲法の根幹理念は変えてはならないという原則が維持されている。

ドイツでは、ユダヤ人だけがホロコーストの犠牲者ではない。一九三三年には遺伝病防止法が制定され、精神病や遺伝病を患っている人々の不妊手術を強制することが可能となった。一九三四年以降、優性保護裁判所は約三六万人の断種を命じ、「価値のない人間」の大量虐殺につながっていく。さらに、一九三九年の第二次世界大戦開始直後から「T4作戦」が実施され、六つの特別殺人病院において約七万人の「知恵遅れ」・精神障

害者の人々が殺害された。シャワー室に見せかけたガス室で最初の体系的殺人が実施され、「社会生物学的浄化」の第一歩が踏み出される。実際、この作戦で採用された技術は絶滅収容所に転用され、殺人専門家たちは収容所における重要スタッフとなつていった。<sup>(1)</sup>

一九四一年六月に始まる「ユダヤ・ボルシェヴィキ」のソ連に対する戦争は、「人種的に低い価値の下等人間」の大量殺戮をエスカレートさせた。一九四一年末までに、少なくとも五〇万人の婦女子をふくむユダヤ人が、「行動部隊 (Einsatzgruppen)」の大量射殺などにより殺害されている。ソ連兵捕虜三五〇万人は、多くが大量処刑、虐待により殲滅されただけでなく、劣悪な環境を強いられて一九四二年春までに少なくとも二〇〇万人が飢餓や病気で死亡した。英米兵捕虜の死亡率が三・六%であったことと比べると、ソ連兵捕虜は、五八・九%という極端に高い死亡率を記録している。一九四一年九月にアウシュヴィッツの基幹収容所で、初めて毒ガスのツィクロンBにより殺された犠牲者も、九〇〇人中六〇〇人がソ連兵捕虜であった。さらに「生物学的抹殺」計画の下、一〇〇万人の子供をふくむ六〇〇万人近いユダヤ人がヨーロッパ全土から移送、収容され、組織的に殺戮されていく。

## イタリア…社会権の重視

戦後イタリアの民主主義は、社会経済構造を積極的に改変することにより実質的民主主義の実現を目指す志向が強かった。憲法委員会内の第一小委員会に属していたキリスト教民主党左派のラ・ピーラ (Giorgio La Pira) は、「社会権なくして人の自由と独立は有効に保障されない」と明確に主張する<sup>(12)</sup>。また、非共産党系左派のカラマンドレイ (Piero Calamandrei) も、貧しい者は事実上、法的平等や政治的自由を享受できない状況にあると指摘し、すべての市民に政治的自由を保障するため、法実証主義の立場から、憲法には社会経済構造改革の内容が組み込まれるべきであると強調した。そして首相のデ・ガスperi (Alcide De Gasperi) は、ファシズム期における国家の絶大な権能に対抗して、個人の自然権、家族、地域に導かれた有機的な自由を措定する。こうした自由と密接に関連する労働の尊重を法の形式的枠組みに留めるだけでなく、いかに社会的参加を通じて実現させるかという課題は、憲法起草者たちの主要関心ともなった<sup>(13)</sup>。多くの政治家が社会権を重視したことから、新憲法の第一条は、共和国における「社会性」<sup>(14)</sup>の基礎が労働にあることを明示して、労働の価値と権利を民主主義の根本にすえている。

社会経済構造改革に力点をおく憲法が形成された理由には、「ファシズムの根は暴力に

だけ偏在したのではなく、社会的不平等を永続させた現実と意志にこそあった」という大政党間の共通認識があげられる<sup>15</sup>。実際、共産党指導者トリアッティ (Palmiro Togliatti) は、ラ・ピーラのキリスト教連帯主義と社会主義・共産主義が労働の諸権利、いわゆる社会権の主張において一致していると指摘した。トリアッティは、これら二つの思想潮流が合流したことで社会権の所有権に対する優越が確認され、個人の尊重という共通の基盤も形成されたと明言する。彼から見れば、憲法は戦争に負けたから変えられたのではなく、反ファシズムを體現し、民主的かつ革新的な指導階級を創造するためのものであった。<sup>16</sup>

### 日本…天皇制と平和主義

天皇制を維持し、昭和天皇も退位しなかった日本が、戦前と変わり、二度と侵略をしないとの保障を与えない限り、近隣諸国は納得しない。だからこそ第一条のパートナーとして第九条を示すことで、戦前のような行動をとらない担保が必要となった。

それでも、独伊両国とヨーロッパの関係と異なり、日米二国間のみによる閉じられた体系は、占領時の国際・国内関係が戦後へ延長する形で連続していく。とくに、国家主

権と君主個人を不可分視する傾向の強い日本では、そもそも主権の分割、他者との共有化という発想は存在する余地がなかった。このため、ヨーロッパのように超国家的機構が国家主権を制限し、国内の人権をも規定するという理念が導きだされる可能性は少なかった。また、ヨーロッパと対比して、当時のアジアにおける地域統合構想は、参加国の原則的平等が明確化されず、日米ともに新興諸国を低く見る階層的秩序意識を先行させた。過去の「清算」が済んでいないという問題ばかりでなく、新憲法発足時の対外政策は、意識の上でも構造の上でも、アジアへ開かれていく要素を欠いていた。このため、日本がアジア地域における新たな共同体形成を主張しても、主権を共同体に委譲するという方向性が希薄な分、戦前の「大東亜共栄圏」復活と近隣諸国から「誤解」されるのは当然であった。<sup>(17)</sup>

## イタリアの独自性

### パルチザンの共和国・オツソラ共和国

一九四四年九月一〇日―一〇月一六日 イタリア北部解放区において「オツソラ共和国」が成立し、福祉担当にはイタリア近現代史上、初の女性閣僚として共産党のフロレ



アニーニ (Gisella Floreanini) が任命されたが、同時に女性たちの政治への実質的参加は広汎な分野でうながされた。母親たちは子供をスイスへ送るか話し合い、婦人たちは価格を統制し、支援食料の分配を決定している。また、市民は徴発を管理し、労働者自身が新たな労働契約について検討した。そして、夜にはホテルを会場として、共産党のオッソラ共和国総書記テッラチーニ (Umberto Terracini) とキリスト教民主黨員が議論を闘わせたり、休日には広場で演説会が行なわれた。ただし、多様な勢力の協調によりオッソラ共和国が維持されている状況を自覚する行政府は、党派間の合意が困難な政治課題については、選挙が実施されるまで根本的な解決を延期すると表明している。それは行政が立法を無視せず、新しい民主主義の建設を最重視するというアピールでもあった。<sup>(18)</sup>

ほかのパルチザン解放区とオッソラ共和国の最大の違いは、ピエモンテ州を見ても、多くの解放区が戦争の遂行に力点をおく一方で、オッソラ共和国の場合、ファシズム後の社会をいかに作っていくかへの関心が強かったことである。ほかの解放区でも、代表の選出や市民参加による自主組織の形成は試みられているが、即決裁判などファシストに対する憎悪から来る超法規的暴力の発生は著しかった。しかし、オッソラ共和国にお

いては、成立したばかりの数日間をのぞき、報復行為も限定的であったのは特筆に値する。また、解放がただちに、外からの政治宣伝と党派間対立を招き寄せる現象も、オツソラ共和国の臨時政府内では比較対的に少なかった。さらに、ほかの解放区では物資配給が政策の中心を占める情勢下で、「オツソラ学校憲章」<sup>19)</sup>まで発布して教育理念を唱え、公開市民講座さえ実施したのは稀有な例といえよう。

加えてオツソラ共和国は、ファシズム体制が破壊した法治主義を再構築するという文脈で、重要な模範を提示している。それは、ファシストの立法と法運用を根源的に否定し、民主的原理、すなわち人権と公正の普遍原則を確立するため、自らの権力自体も厳しく律した点にある。まず、ファシストの追放と逮捕について、各政党の代表が市民を選び、追放委員会を創設し、行政府へ提案を行ない、警察の一方的な逮捕には制約が課せられた。さらに、法律顧問、臨時裁判官として社会党系弁護士ヴィゴレツリ (Ennio Vigorelli) が起用され、ファシスト、対独協力者の嫌疑をかけられた者も、パルチザン、住民に直接害を与えそうなケースをのぞき拘束されなくなる。逮捕された場合でも、その家族には食料が保障され、街の非人道的な監獄に代わって設置された収容所では、まともな食事が提供され、病人には特別食さえ用意された。これはファシストとは異なる

民主的社會を意識し、人格の尊嚴を重んじた処遇であつたが、容疑者を好遇する対応にはパルチザン兵士からも批判が集中した。しかし、ヴィゴレツリ自身、一九四四年六月にはナチ・ファシストに二人の息子を殺害されており、報復やスパイの処刑を主張する人々も、彼の前では沈黙せざるを得なかつた。また、被害を受けた住民以外の人々が流入し、国際的に注目されていたことが、即決裁判などの過激な措置への歯止めになつた可能性もある。結局、逮捕者は一人も処刑されず、収容所の中では反ファシストに転じる者さえ現われていつた。<sup>20</sup> こうした極限状況においてなお、公正と寛容さが追求されたのを目撃して、一七年獄中にあつたテツラチーニは、戦後、憲法制定議会議長となるが、一五年以上の禁固刑を禁じる提案をしており、刑罰よりも更生に強い力点をおく方向へ進んでいつたと推察できる。

東アジアにおいても、撫順戦犯管理所（撫順監獄 九六九名）と太原戦犯管理所（太原監獄 一四〇名）においては、將軍、兵士たちに対し寛容政策が実施され、日本の侵略戦争は一部の軍国主義者が起こした過ちと位置づけられた。周恩来は、監視員が雑穀を食べていたにも拘わらず、捕虜には米を提供するよう指示し、人間の尊嚴を傷つけない対応、手厚い看護で、死刑判決もなく、病死者以外、全員の帰国が実現した。

## 歴史認識の重要性

### 加害者としての責務

#### 「第二の罪」

ユダヤ系ドイツ人作家ジョルダノ (Ralph Giordano) は『第二の罪 ドイツ人であることの重荷』(白水社、一九九〇年)の中で、「第一の罪」が実際に侵略、虐殺などに関わった事例とすれば、「第二の罪」はそうした事実を否定したり、過小評価し、忘れようとするのと位置づけた。ある世代が禊を行なえば、それより後の世代は責任を免除されるという意識は、むしろ彼から見れば「第二の罪」に直結しているとも言えよう。

#### 国の責任、市民の主体性

ヨーロッパでは、国益至上主義により戦争が繰り返されてきたことへの反省から、国家中心的な認識枠組みが再検討された。結果として、ヨーロッパ各国は、国家主権の一部を後にEUへ発展していく国際組織などに委譲する条文を、憲法や条約に挿入していく。国家の相対化と超国家的機構への志向性は、独伊両国の憲法にも反映され、ヨーロッパ

パ戦後体制を基礎づける不戦共同体の基本理念となった。

国家が自らの機能を委譲するのと同様に、市民間の過去に対する取り組みも活発に行なわれている。二〇〇一年一月二二日より二五日まで、トリノのゲーター・インスティトゥートは「独裁、戦争と集団的記憶」というテーマで、一連の映画、展示、セミナー、会議を実施した。これは一月二七日のアウシュヴィッツ解放記念日に合わせて開催されたものである。イタリア議会は二〇〇〇年七月に、この日をイタリアでも公にホロコーストの記念日と定め、このシンポジウムははじめての公的記念日を迎える節目でもあった。<sup>(21)</sup>

一連の発言でも注目されるのは、ヴァザリー (Bruno Vasari) による最後の報告であった。当時八九歳のヴァザリーは、行動党の抵抗運動に参加し、逮捕されるまで「正義と自由」グループの活動を続けた人物である。彼自身も一九四五年五月に解放されるまでボルツァーノとマントハウゼンの収容所に入れられていた。戦後ヴァザリーは、国营放送局 (RAI)、出版社 (Einaudi)、銀行 (Banca Nazionale del Lavoro) の要職を歴任しただけでなく、二五年に及びイタリア・パルチザン協会の雑誌の編集長を務めた。トリノにおいては「国外追放者 (deportati)」(これはユダヤ人のドイツへ「移送された

人々」などを含む表現)の記憶を残す運動に関わり、二〇年に亘る活動を通じて、この問題に関する二つの文書館を創設し、二六巻に及ぶ出版を奨励したのである。

ヴァザリーは、このラウンドテーブルが翌日の一月二六日アウシュビッツ解放の日にちなんで開催されたことを改めて強調した上で、トリノ出身で同じ「正義と自由」のパルチザンに関わったプリーモ・レーヴィ (Primo Levi) についての話をきちんと準備された原稿に沿って語っていった。ここで注目すべきは、彼がイタリア人とユダヤ人が「いかにドイツ人から酷い目にあつた」かを語つたのではなく、同じ収容所の中にいたドイツ人抵抗者たちの存在に言及し、こうした人たちと連帯していく必要性を明らかにした点である。

このようなユダヤ人問題を議論する場では、ドイツ人だけを悪者にしてしまう可能性が常につきまとうだけに、出席していたドイツ人研究者は、非常に微妙な立場に立たされる。しかし、ヴァザリーに見られたような公正な態度は、アウシュビッツ経験者であるプリーモ・レーヴィの記述にも見出される。レーヴィは、ドイツ人を集合的に憎むという態度を否定し、ファシズム・ナチズム・人種主義との闘いを強調する。

## 赦しは被害者が決めること

プリーモ・レーヴィは、『アウシュヴィッツは終わらない』「若い読者に答える」のインタビューで、「あなたの本にはドイツ人への憎しみ、恨み、復讐心の表現がありません。彼らを許したのですか？」という質問を受ける。レーヴィは、「憎しみとは動物的で未熟な感情」としつつも、ファシズムは既に死んだという「幻想」に反論を加えた上で、以下のように語った。<sup>(22)</sup>「だが私はファシストではない、私は理性を信ずるし、話しあいを最上の進歩の手段と考えている。だから憎しみよりも正義を好むのだ。ゆえに、私はこの本を書くにあたって、犠牲になりましたというあわれっぽい調子や、復讐を叫ぶだけり狂った調子を捨て、証人が使うような、節度ある平静な言葉を慎重に用いたのだ。……だが明確な意見を述べないからといって、すべてを無差別に許していると思われては困る。いや、私は罪人のだれ一人として許したことはない。イタリア人であろうと外国人であろうと、ファシズムの罪と過ちを自覚し、弾劾し、二度と同じ誤りを繰り返さないという決意を見せない限りは（それも事実によってだ、言葉ではだめだ、遅すぎてもいけない）、いまも、将来も、だれ一人許すつもりはない。だがもしこうしたことができたなら、許そう。……悔い改めた敵はもはや敵でなくなるからだ。<sup>(23)</sup>」

レーヴィは、『溺れるものと救われるもの』で、アウシュヴィッツ体験を徹底的に突き詰め、ドイツ人読者たちとの対話を通じて、非暴力と平和主義に行き着く。しかし彼は、一九八七年、映画「遙かなる帰郷」となる彼の作品『休戦』の映画化をフランチェスコ・ロージ監督に許可した一週間後に自殺した。<sup>24</sup>彼の内面の葛藤は、個人の尊厳を根こそぎ奪われたことのない人間が推し量るべくもないが、被害者であることが、それ自体、大きな重みとなり、各被害者の人生に桎梏となり続けている状況を加害者の側は、安易な赦しを付度することなく、心に刻んでいく必要がある。そして、レーヴィが命を削りながら伝えていった歴史には、オツソラ共和国が例証したように、抵抗と暴力が必ずしも同義ではないという、肅然たる問題提起も含まれているのである。

### 主要日本語参考文献

石田憲「イタリアにおける戦争の記憶」(研究ノート)『千葉大学法学論集』第一七巻、第四号(二〇〇三年)、一一七―一二六。

石田憲「憲法を作った人びと―高野岩三郎を中心として」『千葉大学法学論集』第二九巻、第一・二号(二〇一四年)、八五―一二三。



[http://mitizane.ll.chiba-u.jp/metadb/up/ANI0005460/09127208\\_29-1\\_2\\_85.pdf](http://mitizane.ll.chiba-u.jp/metadb/up/ANI0005460/09127208_29-1_2_85.pdf)

石田憲『日独伊三国同盟の起源—イタリヤ・日本から見た枢軸外交』講談社選書メチエ、二〇一三年。

石田憲『敗戦から憲法へ—日独伊憲法制定の比較政治史』岩波書店、二〇〇九年。

石田憲『ファシストの戦争—世界的文脈で読むエチオピア戦争』千倉書房、二〇一〇年。

石田憲「民主共和国への孤独な伴走者—ウンベルト・テッラチーニと憲法の系譜」『千葉大  
学法学論集』第三〇巻、第一・二号（二〇一五年）、一一五—一五七。

[http://mitizane.ll.chiba-u.jp/metadb/up/ANI0005460/09127208\\_30-1-2\\_115-157.pdf](http://mitizane.ll.chiba-u.jp/metadb/up/ANI0005460/09127208_30-1-2_115-157.pdf)

笠原十九司『南京事件』岩波新書、一九九七年。

北原敦『イタリヤ現代史研究』岩波書店、二〇〇二年。

古関彰一『日本国憲法の誕生』岩波現代文庫、二〇〇九年。

ラルフ・ジョルダーノ『第二の罪 ドイツ人であることの重荷』永井清彦他訳、白水社、一九九〇年。

陳肇斌「中国の対日外交と世論—日本人戦犯の釈放・日本商品展覧会の開催をめぐる」『法  
学会雑誌』第五三卷第一号（二〇一二年）、一四三—一八一。

富永正三『あるB・C級戦犯の戦後史—ほんとうの戦争責任とは何か』影書房、二〇一〇年。  
豊下楯彦、古関彰一『集団的自衛権と安全保障』岩波新書、二〇一四年。

野田正彰『戦争と罪責』岩波書店、一九九八年。

秦郁彦『南京事件』中公新書、一九八六年。

樋口陽一『比較のなかの日本国憲法』岩波新書、一九七九年。

ラウル・ヒルバーク『ヨーロッパユダヤ人の絶滅』上・下、望田幸男、原田和美、井上茂子訳、柏書房、一九九七年。

ジャン＝F・フォルジュ『二一世紀の子どもたちに、アウシュヴィッツをいかに教えるか？』

高橋武智訳、高橋哲也解説、作品社、二〇〇〇年。

藤原彰『餓死した英霊たち』青木書店、二〇〇一年。

丸山眞男『超国家主義の論理と真理』古矢旬編、岩波文庫、二〇一五年。

宮本光雄『西ドイツ州憲法と戦争放棄』『成蹊法学』第二八号（一九八八年）、二二三―二五〇。

吉田裕『アジア・太平洋戦争』岩波書店、二〇〇七年。

プリーモ・レーヴィ『アウシュヴィッツは終わらない あるイタリア人生存者の考察』竹山博英訳、朝日選書、一九八〇年。

プリーモ・レーヴィ『溺れるものと救われるもの』竹山博英訳、朝日新聞社、二〇〇〇年。

註

- (1) Benedetto Croce, *Scritti e discorsi politici* (1943-1947), Vol. II (Bari: Laterza, 1963), p. 361.
- (2) 石田憲「丸山眞男とレンツォ・デ・フェリーチェー二つのファシズム論」小林正弥編『丸山眞男論—主体的作為、ファシズム、市民社会』(東京大学出版会、二〇〇三年)、一五〇頁。フリードリッヒ・マイネッケ『ドイツの悲劇』矢田俊隆訳(中公文庫、一九七四年)。
- (3) Guido Quazza, “Continuità e rottura nella politica coloniale da Mancini a Mussolini,” in *Le guerre coloniali del fascismo*, A cura di Angelo Del Boca (Roma-Bari: Laterza, 1991), pp. 5, 10. 石田憲「イタリアのアフリカにおける植民地との比較から」国立歴史民俗博物館編『韓国併合』一〇〇年を問う—二〇一〇年国際シンポジウム』(岩波書店、二〇一一年)、二五三—二五四頁。
- (4) Muhammad T. Jerary, “Damages Caused by the Italian Fascist Colonization of Libya,” in *Italian Colonialism*, ed. Ruth Ben-Ghiat and Mia Fuller (New York: Palgrave Macmillan, 2005), p. 207. Alberto Spacchi, *Il colonialismo italiano in Etiopia, 1936-1940* (Milano: Mursia, 1980), pp. 47-48. A. Laroui, “African initiatives and resistance in North Africa and the Sahara,” in *General History of Africa*, VII: *Africa under Colonial*

- Domination 1880-1935*, ed. A. Adu Boahen (Paris: UNESCO, 1985), pp. 99-100, 107. Nicola Labanca, "L'Impero del fascismo. Lo stato degli studi," in *L'Impero fascista: Italia ed Etiopia (1935-1941)*, a cura di Riccardo Bottoni (Bologna: Il Mulino, 2008), p. 27. 永原陽子「ナミビアの植民地戦争と「植民地責任」—ヘレロによる補償要求をめぐる—」永原陽子編『植民地責任』論—脱植民地化の比較史』（青木書店、二〇〇九年）、二二—二二八頁。ジョルジョ・ロシャ「一九三五—三六年のエチオピア戦争における毒ガスの使用」アンジェロ・デル・ボカ編著『ムッソリーニの毒ガス—植民地戦争におけるイタリアの化学戦』高橋武智監修（大月書店、二〇〇〇年）、六四—六六頁。春山明哲編・解説『十五年戦争極秘資料集 第二十五集 台湾霧社事件軍事関係資料』（不二出版、一九九二年）、三一—六頁。笠原十九司、伊香俊哉「三光作戦とは何だったのか—「侵略」の証言二」岡部牧夫、荻野富士夫、吉田裕編『中国侵略の証言者たち—「認罪」の記録を読む』（岩波書店、二〇一〇年）、九五—一二六頁。姫田光義、陳平『もうひとつの三光作戦』丸田孝志訳（青木書店、一九八九年）。
- (5) Paolo Colombo, *La monarchia fascista, 1922-1940* (Bologna: Il Mulino, 2010), pp. 21-22, 84. Denis Mack Smith, *Italy and its Monarchy* (New Haven and London: Yale University Press, 1989), p. 287. 丸山眞男『丸山眞男集』第六卷（岩波書店、一九九五年）、一六二—一六三頁。

- (6) Mack Smith, *op. cit.*, pp. 288, 312-313, 319-320. 丸山、前掲書、第四卷、一三六頁、第六卷、一六二—一六三頁。木戸日記研究会編『木戸幸一関係文書』（東京大学出版会、一九六六年）、四九五—四九八頁。
- (7) 豊下楯彦『日本占領管理体制の確立』（岩波書店、一九九二年）、二八六頁。 *Foreign Relations of the United States, 1944-III* (Washington: Government Printing Office, 1965), pp. 1090-1091. Benedetto Croce, *Scritti e discorsi politici (1943-1947)*, vol. 1 (Napoli: Bibliopolis, 1993), pp. 253, 255. Francesco Malgeri, "Il contesto politico," in *I cattolici democratici e la Costituzione*, tomo I, a cura di Nicola Antonetti, Ugo De Siervo e Francesco Malgeri (Bologna: Il Mulino, 1998), pp. 41-43. 木戸幸一、木戸日記研究会校訂『木戸幸一日記』下巻（東京大学出版会、一九六六年）、一三三〇—一三三一頁。吉田裕『昭和天皇の終戦史』（岩波新書、一九九二年）、二〇三—二〇五頁。石田憲『敗戦から憲法へ—日独伊憲法制定の比較政治史』（岩波書店、二〇〇九年）、一一三—一一五頁。
- (8) 同書、七一—七八、一一一—一一三頁。Piero Barucci, "Il dibattito sulla politica economica della ricostruzione (1943-47)," in *L'Italia dalla liberazione alla Repubblica* (Milano: Feltrinelli, 1977), pp. 398-399. Archivio Storico dell'Istituto Luigi Sturzo, Fondo Bartolotta, 1946 vol. VII, p. 524. 伊藤昭一郎「憲法的妥協」から「憲法的凍結」

- へーイタリア共和国憲法の制定過程における政治制度の一つの問題」『法学史林』第八二卷第一号（一九八四年）、一五。入江俊郎『憲法成立の経緯と憲法上の諸問題——入江俊郎論集』（第一法規出版、一九八六年）、四九頁。
- (9) 石田、前掲『敗戦から憲法へ』一六一—二〇頁。
- (10) 高橋利安「イタリアにおける九〇年代以降の憲法改正の動向」『専修大学社会科学研究月報』第五〇四号（二〇〇五年）二五—二七。芦部信喜『憲法制定権力』（東京大学出版会、一九八三年）、九八—九九、一〇八—一一頁。
- (11) ノルベルト・フライ『総統国家——ナチスの支配 一九三二—一九四五年』芝健介訳（岩波書店、一九九四年）一九五—一九九、二二〇頁。マイケル・ベールレンバウム『ホロコースト全史』芝健介監修、石川順子、高橋宏訳（創元社、一九九六年）、五八、一三八—一四二頁。ホロコーストに関しては、次の段落を含め以下の箇所より引用。石田、前掲『敗戦から憲法へ』一五六頁。
- (12) Stefano Grassi, “Il contributo di Giorgio La Pira ai lavori dell’Assemblea Costituente,” in *Scelte della costituente e cultura giuridica*, tomo II: *Protagonisti e momenti del dibattito costituzionale*, a cura di Ugo De Siervo (Bologna: Il Mulino, 1980), p. 191.
- (13) Piero Calamandrei, “La Costituzione e le leggi per attuarla,” in *Dieci anni dopo, 1945–1955: Saggi sulla vita democratica italiana*, A. Battaglia et al. (Bari: Laterza,

- 1955), p. 214. Paolo Barile, "La nascita della Costituzione: Piero Calamandrei e le libertà," in De Siervo, *op. cit.*, tomo II, pp. 18, 22. Pasquale Hamel, *Partecipazione e democrazia in Luigi Sturzo e Alcide De Gasperi* (Caltanissetta: S. Sciascia, 1989), p. 156.
- (14) 高橋利安「労働に基礎を置く民主共和国」についての一考察（一）—イタリア共和国憲法第一条第一項の成立過程を中心として」『早稲田大学大学院法研論集』第三六号（一九八五年）、「一一一一—一一三〇。Costantino Mortati, *Istituzioni di Diritto Pubblico*, 6. ed. (Padova: CEDAM, 1962), pp. 719-720.
- (15) Tiziano Treu, "La Costituzione e il ruolo del movimento sindacale," in *1945-1975 Italia: Fascismo, antifascismo, resistenza, rinnovamento*, a cura di Marco Fini (Milano: Feltrinelli, 1975), p. 517.
- (16) トリアッティ選集編集委員会編『トリアッティ選集二』（合同出版、一九六七年）、三一、三六、三八—三九頁。
- (17) マッカーサーも、日本のアジア支配は否定したものの、日本を中心とする垂直分業に基づくアジア経済の再編成として、「共栄圏」を推進することには肯定的であった。菅英輝『米ソ冷戦とアメリカのアジア政策』（ミネルヴァ書房、一九九二年）、二一三—二一四頁。

- (18) Michele Beltrami, *Il governo dell'Ossola partigiana*, con una testimonianza inedita di Umberto Terracini (Roma: Sapere 2000, 1994), pp. 12, 16. Giorgio Bocca, *Una repubblica partigiana: Ossola 10 settembre - 23 ottobre 1944* (Milano: Il Saggiatore, 2005), pp. 61-62. Francesco Omodeo Zorini, "Terracini dalla liberazione dal confino alla 'repubblica dell'Ossola,'" in *La coerenza della ragione: Per una biografia politica di Umberto Terracini*, a cura di Aldo Agosti (Roma: Carocci, 1998), pp. 119, 123. オットーラ共和国についての記述は、以下の論文から引用している。石田憲「民主共和国への孤独な伴走者—ウンベルト・テッラチーニと憲法の系譜」『千葉大学法学論集』第三〇巻、第一・二号（二〇一五年）、一三六—一四〇。
- (19) Istituto piemontese per la storia della Resistenza e della società contemporanea, Fondo Grosa, B FG3, a. Comando Brigate Garibaldi Piemonte, Costituzione e attività degli organi del potere democratico nelle zone liberate, datiloscritto dell'opuscolo diffuso dal Comando garibaldino, ottobre 1944. 鈴木一成「〈オットーラ共和国〉の光と影—イタリアにおける—パルチザン解放区始末記」『SPAZIO』第二〇巻、第一号（一九八九年）、二一九。オットーラ共和国臨時政府は、イギリス側がイタリア植民地の剥奪を公表した際、賛成したうえで、植民地においては自由が回復されるべきで、同地が戦利品として分割されるべきではないと宣言している。これに対し、外務省の要職を務め、



- テッラチーニと制憲議会議長職を争うことになる保守派のカルロ・スフォルツァ (Carlo Sforza) は、ほぼ同時期のイギリス外務省報告によれば、すべての植民地保有国が植民地を国際的行政機構に委託するという提案を行ない、事実上、委任統治領として旧植民地の保持を画策していた。Bocca, *op. cit.*, p. 62. The National Archives, Kew, FO371/43796 R13669/15/22 (1944/8/23).
- (20) Beltrami, *op. cit.*, pp. 43, 70-73.
- (21) シンポジウムについての記述は、以下の論文から引用している。石田憲「イタリアにおける戦争の記憶」『千葉大学法学論集』、第一七巻、第四号 (二〇〇三年)、一二六一—一二三〇。
- (22) プリーモ・レーヴィ『アウシュヴィッツは終わらない』竹山博英訳 (朝日選書、一九八〇年)、二二〇頁。
- (23) 同書、二二一—二二二頁。
- (24) プリーモ・レーヴィ『溺れるものと救われるもの』竹山博英訳 (朝日新聞社、二〇〇〇年)、一五六—一五七頁。『遙かなる帰郷』映画パンフレット (日本ヘラルド映画株式会社、一九九八年)、二二頁。